

発言のお許しをいただきましたので、通告に従って、スポーツ振興と健康づくりについて二点お尋ねいたします。

さて、「県民総参加」「だれもが主役」というスローガンのもと、大きな成果を上げた「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」から一年がたちました。先ごろ、その一周年記念イベントが、両大会のメイン会場であった岐阜メモリアルセンターで開催され、私も記念式典に参加させていただきました。

式典では、両大会での岐阜県選手の皆さんの活躍の様子が映像で紹介されました。また、大会期間中、ボランティアなどさまざまな形で参加し、すばらしいおもてなしで両大会を支えてくださった多くの県民の皆さんの姿が生き生きと映し出されていました。そして、総合開会式などで活躍された吹奏楽、合唱、新体操やダンスが披露され、一年前のあの感動が鮮明によみがえりました。改めて、すばらしい大会であったと感じています。

両大会は、天皇杯・皇后杯獲得、百八十四個のメダル獲得というすばらしい結果とともに、全ての県民の皆さんに大きな感動と活力を与えてくれました。そして、両大会のもう一つの大きな成果は、岐阜県のスポーツレベルが格段に向上したことと、県民のスポーツへの関心を高めたことだと思います。

今年のスポーツ祭東京二〇一三における岐阜県選手団は、国体では天皇杯五位、皇后杯三位。障がい者スポーツ大会では七十八個のメダル獲得。昨年の勢いそのままに、目標を上回るすばらしい成績をおさめられました。選手の皆さんの大会に向けた日々の厳しい練習と、競技力向上を支える監督や関係者の皆さんの努力のたまものであると思います。そして忘れてはならないのは、競技力の強化、スポーツ振興に御理解、御協力をいただいている県内企業の皆様のバックアップが不可欠であったことです。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会が内定した当初、本県では成年競技における選手育成が大きな課題でした。その課題克服のために、岐阜県と公益財団法人岐阜県体育協会が中心となって、「岐阜方式」と呼ばれる本県独特の競技力強化の取り組みが行われました。

岐阜方式の目標は二つありました。一つは、大企業が少ない岐阜県において、複数の企業で選手を雇用・サポートしていただき、地域ぐるみで優秀な選手やクラブチームを育てることで競技力の向上を図ることです。もう一つは、大会終了後もトップアスリートがそのまま県内にとどまることで、引き続き競技力向上を目指すことです。

昨年のぎふ清流国体・ぎふ清流大会、そして今年のスポーツ祭東京二〇一三の成績を見れば、岐阜方式の成果は歴然とあらわれています。こうした財産を一過性のものにすることなく、高まった本県の競技レベルを維持することが重要です。そして、スポーツ活動の裾野をより一層広げていくことが望まれます。

県議会としても、両大会の成果を生かしていくために、議員発案により「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定しました。県の役割として、今後もスポーツに関連する施策を積極的に推進されることを期待いたします。

さて、そうした中、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催決定という、我が国、そして本県のスポーツ振興にとって大きなニュースが飛び込んできました。

東日本大震災からの復興など、我が国にとって乗り越えなければならない課題がある中、この開催決定は、未来に向けた明るいニュースであったと思います。また、開催決定により、今後さらに国民のスポーツへの関心と世界から「おもてなしの国、日本」への関心が高まると思います。

そして、岐阜県からオリンピック・パラリンピックに出場される選手が登場することは、県民の活力と感動につながるのではないのでしょうか。ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の成果を維持・発展させながら、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、岐阜県として目標設定や施策推進することは大きな意味を持つものであると、私は思います。ぜひ、県としても、全庁的に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、知事にお尋ねいたします。

今議会の提案説明、また長期構想の中間見直し案でも触れられているように、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの活用、あるいはスポーツコミッションによる大会誘致を初め、東京オリンピック・パラリンピックを踏まえた「二〇二〇プロジェクト」が打ち出されています。このプロジェクトの目標や方針、推進体制などをどのように進めていこうとしておられるのでしょうか。

私は、昨年九月の第四回定例岐阜県議会における質問の中で、「県行政におけるスポーツ振興の担当として、スポーツ振興課というような新たな部署を創設すること、そして部局横断的にスポーツ振興に取り組んでいくことを検討してはどうか」と提案をさせていただきました。そのようなことも御検討に加えていただきながら、岐阜県として、スポーツを積極的に振興するために前向きな御答弁をお願いいたします。

次に、健康づくりという観点で二点目の質問をさせていただきます。

国で制定したスポーツ基本法では、地方公共団体の責務が規定されております。スポーツ振興に対して県がなすべきことは、競技水準の向上、青少年スポーツや障がい者スポーツの充実、生涯スポーツの推進、健康の保持増進、地域の活性化、人材育成の方針、施設の整備、財政上の措置などが挙げられています。

二点目の質問では、この中でも、生涯スポーツの推進、そして、そこからつながる健康の保持増進という点について質問をさせていただきます。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の財産の一つに、「ミナモダンス」と「ミナモ体操」があると私は思っています。幼児たちがミナモダンスを頑張ったことは、運動神経を格段に向上させたと考えます。また、ミナモ体操は、シニア世代の方々が健康保持のために体を動かすよいきっかけになっていると思います。今後も、幼稚園や保育所、またシニアクラブやサークル活動でミナモダンスとミナモ体操が継続されるように、県としてバックアップされることを期待します。

先ほど、一点目の質問で岐阜県清流の国スポーツ推進条例について少し触れさせていただきましたが、条例の中でも、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会から得たスポーツの力を生かしていくものの一つとして、第八条に健康の保持増進について、第九条に生涯スポーツの推進について、県の役割に関する事項を規定しています。

そして条例では、スポーツを「運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動」と定義しております。レクリエーションという表現を加えていることは大変重要であると思います。ぎふ清流国体・ぎふ清流大会では、比較的身近にできるデモ・スポ行事が同時に開催されたことで、レクリエーションによる健康づくりについての認識と県民意識を高めました。また、二〇一六年にはレクリエーションの全国大会の本県開催が決定しているとお聞きしております。

スポーツは、体だけではなく心も含めた健康の保持増進に大きな役割を果たすものであり、今後の健康で活力に満ちた岐阜県づくりを進める上にも必要不可欠なものであります。そして、子供から高齢者まで、それぞれの体力や年齢に応じて身近にスポーツに親しみ、そして生涯にわたり生き生きと生活することは、県民皆さんの願いではないでしょうか。

そこで、知事にお尋ねいたします。

運動競技のみならず、レクリエーションも含めて、子供から大人まで、生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、健康づくりへとつなげるための取り組みを、今後、どのように進めていこうとしておられるのでしょうか。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会で構築された財産をより一層発展させていく施策や、予算や組織体制を確立するのは今であると感じます。そして、岐阜県らしいスポーツ振興、全ての県民の健康づくりの推進につながることを期待して、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。